

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律等の一部の施行について（通知）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）については、平成22年11月17日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同年12月3日に可決成立し、同月10日に公布されたところである。

この法律の一部の規定について、「平成24年4月1日までの間において政令で定める日」から施行されることとされていたところであるが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成23年政令第295号。別添1参照。）が本年9月22日に公布され、その施行期日が平成24年4月1日（一部は平成23年10月1日）とされたところである。また、平成23年10月1日から施行される内容について、関係する政令、省令及び告示が同年9月22日に公布されたところである。

整備法の改正の趣旨については、平成22年12月10日付け社援発1210第4号当職通知「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の公布及び一部の施行について（通知）」においてお示ししたところであるが、このうち、平成23年10月1日施行に係る主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

第一 整備法の内容（「平成24年4月1日までの間において政令で定める日」から施行される部分に限る。）

第1 障害者自立支援法の一部改正関係

(1) 利用者負担の見直し

ア 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス等を利用した場合の負担については、当該支給決定障害者等の家計の負担能力に応じたものとするを原則とすることとしたこと。また、自立支援医療費及び補装具費の支給について、同様の見直しを行うこととしたこと。

イ 障害福祉サービス及び介護保険法に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の負担の合計額が著しく高額である場合には、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給することとしたこと。

(2) 相談支援の充実

地方公共団体は、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を置くことができることとしたこと。

(3) 地域における自立した生活のための支援の充実

ア 共同生活援助又は共同生活介護を利用する支給決定障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して必要と認める者について、特定障害者特別給付費を支給することとしたこと。

イ 障害福祉サービスについて、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与する「同行援護」を創設することとしたこと。

(4) その他

ア 成年後見制度利用支援事業を市町村の地域生活支援事業の必須事業に格上げすること。

イ 指定事業者等の指定の欠格事由の見直し、業務管理体制の整備その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正関係

都道府県は、夜間又は休日において精神障害の救急医療を必要とする精神障害者等からの相談に応ずる等、地域の実情に応じた体制の整備をはかる施設の管理者、精神保健指定医等に対し、必要な協力を求めることができることとしたこと。

第3 その他

第1及び第2に掲げるもののほか、関係法律について所要の改正を行うこととしたこと。

第二 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の

一部の施行期日を定める政令の内容

第一に掲げる事項の施行期日について、平成 24 年 4 月 1 日とすることとしたこと。ただし、第一の第 1 (3) に掲げる事項については平成 23 年 10 月 1 日とすることとしたこと。

第三 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成 23 年政令第 296 号。別添 1 参照。)の内容

第 1 障害者自立法施行令の一部改正関係

(1) 特定障害者特別給付費の対象拡大関係

特定障害者特別給付費の支給の対象となる障害福祉サービスに共同生活介護、共同生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものを加えるとともに、これらのサービスを行う指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けた特定障害者に対し、共同生活住居における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額に相当する額（その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額）を支給することとしたこと。（障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 21 条の 2 及び第 21 条の 3 関係）

(2) 同行援護の創設関係

同行援護について、国及び都道府県が負担する障害福祉サービス費等負担対象額算定に当たっては、居宅介護や行動援護と同様、障害者等の障害程度区分等を勘案して厚生労働大臣が定める基準にサービスを受けた人数を乗じて算定した額に限ることとしたこと。（令第 44 条第 3 項関係）

(3) その他

上記に加え、条項ずれの修正等所要の改正を行うこととしたこと。

第 2 児童福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行令の一部改正関係

やむを得ない理由により、市町村が行う措置の対象となる障害福祉サービスに同行援護を追加することとしたこと。（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 26 条第 1 項及び身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 18 条関係）

第 3 その他関係政令の一部改正関係

消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）その他関係政令につき、整備法の施行に伴い必要となる条項ずれの修正等所要の改正を行うこととしたこと。

第四 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 116 号。別添 2 参照。）の内容

第1 障害者自立支援法施行規則の一部改正関係

(1) 同行援護の創設関係

ア 同行援護として供与される厚生労働省令で定める便宜は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等（障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）につき、外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助とすることとしたこと。（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第1条の4関係）

イ 整備法による改正後の法第5条第10項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに同行援護を追加することとしたこと。（規則第6条の3関係）

ウ 法第23条に規定する厚生労働省令で定める期間に係る規定に同行援護に係る規定を追加することとしたこと。（規則第15条第1項第1号関係）

エ 指定障害者福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。オにおいて同じ。）の指定の申請方法に係る規定に同行援護に係る規定を追加することとしたこと。（規則第34条の7第1項関係）

オ 指定障害者福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等に係る規定に同行援護に係る規定を追加することとしたこと。（規則第34条の23第1項第1号関係）

(2) 特定障害者特別給付費の対象拡大関係

ア 特定障害者特別給付費の支給対象となる共同生活介護、共同生活援助又は改正後の令第21条の2に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者は、令第17条第1項第4号に掲げる者に該当するものとする事としたこと。（規則第34条の2関係）

イ 令第21条の2に規定する厚生労働省令で定めるもの（第三の第1(1)）は、重度障害者等包括支援とすることとしたこと。（規則第34条の2の2関係）

ウ 共同生活介護、共同生活援助又は改正後の令第21条の2に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者は、特定障害者特別給付費の支給の申請に当たり、受給者証等に加え、入居している共同生活住居に係る居住に要する費用の額を証する書類（家賃の額を証する書類）を添付するものとする事としたこと。（規則第34条の3第2項関係）

第2 介護給付費等の請求に関する省令の一部改正関係

同行援護の創設及び特定障害者特別給付費の対象拡大に伴い、介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第170号）に規定する介護給付費・訓練等給付費明細書の様式等の一部改正を行うこととしたこと。

第3 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正関係

(1) 同行援護の創設関係

ア 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に

応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならないものとしたこと。(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。))第4条関係)

イ 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業の従業員の員数、管理者等に係る基準については、指定居宅介護事業者に係る基準を準用するものとしたこと。(基準省令第7条、第8条第2項、第43条第2項及び第48条第2項関係)

ウ 指定重度障害者等包括支援事業者が、従業者に、その同居の家族である利用者に対して提供をさせてはならない障害福祉サービスとして同行援護を追加することとしたこと。(基準省令第132条第2項関係)

エ 指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例に係る規定に、同行援護に係る規定を追加することとしたこと。(基準省令附則第18条の2第1項関係)

(2) 特定障害者特別給付費の対象拡大関係

指定共同生活介護事業者又は指定共同生活援助事業者が支給決定障害者から受けることができる居住に要する費用について、特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者又は指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る居住に要する費用の額から当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とするものとしたこと。(基準省令第143条第3項第2号及び第213条関係)

第4 介護保険法施行規則の一部改正関係

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項の厚生労働省令で定める実務の経験に係る規定に同行援護に係る規定を追加することとしたこと。(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第113条の2第3号ロ関係)

第5 その他関係省令の一部改正関係

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)その他の関係省令につき、整備法の一部の施行に伴い必要となる条項ずれの改正等所要の改正を行うこととしたこと。

第五 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省・国土交通省令第3号。別添2参照。)の内容

整備法の一部の施行に伴い、条項ずれの改正を行うこととしたこと。

第六 整備法の一部の施行に伴う告示改正等(別添2参照)の内容

第1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第331号）

同行援護に係る報酬については、居宅介護における通院等介助と同様に設定することとしたこと。（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）の一部改正関係）

第2 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第333号）

同行援護に係る国庫負担基準については、9,890単位（ただし、共同生活介護サービス費を算定される者及び経過的居宅介護利用型共同生活介護費を算定される者については2,700単位）とすることとしたこと。（厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成18年厚生労働省告示第530号）の一部改正関係）

第3 障害者自立支援法施行令第21条の3第1項第2号の規定に基づき共同生活住居費の基準額として厚生労働大臣が定める費用の額を定める件（平成23年厚生労働省告示第354号）

令第21条の3第1項第2号の規定に基づき共同生活住居費の基準額として厚生労働大臣が定める費用の額は1万円とすることとしたこと。

第4 その他

第1から第3までに掲げるもののほか、以下の厚生労働省告示について、整備法の一部の施行に伴い必要となる条項ずれの改正等所要の改正を行うこととしたこと。

- ① 国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和55年厚生労働省告示第4号）
- ② 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）
- ③ 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）
- ④ 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第522号）
- ⑤ 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）
- ⑥ 障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成18年厚生労働省告示第531号）
- ⑦ 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）
- ⑧ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- ⑨ 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）
- ⑩ 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等

に関する指針（平成 18 年厚生労働省告示第 545 号）

- ⑪ 厚生労働大臣が定める要件（平成 18 年厚生労働省告示第 546 号）
- ⑫ 指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 547 号）
- ⑬ 厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号）
- ⑭ 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成 18 年厚生労働省告示第 550 号）
- ⑮ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号）
- ⑯ 厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成 18 年厚生労働省告示第 552 号）
- ⑰ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成 18 年厚生労働省告示第 553 号）
- ⑱ 厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）
- ⑲ 児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 557 号）
- ⑳ 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成 18 年厚生労働省告示第 572 号）
- ㉑ 障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成 19 年厚生労働省告示第 133 号）
- ㉒ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成 21 年厚生労働省告示第 176 号）
- ㉓ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成 21 年厚生労働省告示第 177 号）
- ㉔ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 21 年厚生労働省告示第 178 号）
- ㉕ 障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成 22 年厚生労働省告示第 177 号）

第七 施行に当たっての留意事項

同行援護について、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する身体介護を伴わない場合については、障害程度区分を勘案せずに支給決定を受けることが可能であること。詳細については事務連絡等において追ってお示しする予定であること。

本号で公布された 法令のあらまし

◇障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第二九五号)(厚生労働省)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「法」という)附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年四月一日とすることとした。ただし、法第二条中障害者自立支援法(平成一七年法律第二三三)第五条、第十九条第三項、第二十八条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条第一項の改正規定並びに同法附則第一条第三号、第一八条第一項、第三九条、第五六条第一項、第八一条第一項及び第八五条第二項の改正規定、法第四中児童福祉法(昭和二二年法律第一六四号)第二六条第一項第二号、第二六条第三の二第一項ただし書及び第六三條の四の改正規定並びに法第六中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二五年法律第一二二号)第四九条第一項の改正規定(第五五条第一七項)を「第五五条第一八項」に改める部分に限る。並びに法附則第四〇条、第四三條、第四六條、第四八條、第五〇条、第五三條、第五七條、第六二條、第六四條、第六七條及び第七〇條の規定の施行期日は、平成二十三年一〇月一日とすることとした。

◇障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第二九六号)(厚生労働省)

一 障害者自立支援法施行令の一部改正関係
 一 特定障害者特別給付費の支給に関する事項
 一 特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービスに、共同生活介護、共同生活

援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものを追加することとした。(第二一条の二関係)

(一) 特定障害者特別給付費の支給(第二一条の三関係)

(1) 指定障害者支援施設等から特定入所等サービスを受けた特定障害者に対して支給する特定障害者特別給付費の額は、指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)とすることとした。

(2) 指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けた特定障害者に対して支給する特定障害者特別給付費の額は、共同生活住居における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額に相当する額(その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額)とすることとした。

2 障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担に関する事項
 障害福祉サービス費等負担対象額のうち、各市町村の支弁する介護給付費等同行援護に係るものも含むこととした。(第四四條第三項関係)

二 児童福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行令の一部改正関係
 やむを得ない事由により市町村が行う措置の対象となる障害福祉サービスに同行援護を追加することとした。(児童福祉法施行令第二六条第一項及び身体障害者福祉法施行令第一八條第三項の政令は、平成二十三年一〇月一日から施行することとした。

三 この政令は、平成二十三年一〇月一日から施行することとした。

政 令

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年九月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
 國務大臣 藤村 修

政令第二九五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「法」という)附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。ただし、法第二条中障害者自立支援法(平成一七年法律第二三三)第五条、第十九条第三項、第二十八条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条第一項の改正規定並びに同法附則第一条第三号、第一八条第一項、第三九条、第五六条第一項、第八一条第一項及び第八五条第二項の改正規定、法第四中児童福祉法(昭和二二年法律第一六四号)第二六条第一項第二号、第二六条第三の二第一項ただし書及び第六三條の四の改正規定並びに法第六中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二五年法律第一二二号)第四九条第一項の改正規定(第五五条第一七項)を「第五五条第一八項」に改める部分に限る。並びに法附則第四十

三条、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五十三條、第五十七條、第六十二條、第六十四條、第六十七條及び第七十條の規定の施行期日は、平成二十三年十月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
 國務大臣 藤村 修
 國務大臣 川端 達夫
 財務大臣 安住 淳
 厚生労働大臣 小宮山洋子
 国土交通大臣 前田 武志

平成二十三年九月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
 國務大臣 藤村 修

政令第二九六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

内閣は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法(平成一七年法律第二三三)第三十四條第一項及び第二項並びに第九十四條第一項第一号並びに児童福祉法(昭和二二年法律第一六四号)第二十一條の六並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「法」という)附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。ただし、法第二条中障害者自立支援法(平成一七年法律第二三三)第五条、第十九条第三項、第二十八条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条第一項の改正規定並びに同法附則第一条第三号、第一八条第一項、第三九条、第五六条第一項、第八一条第一項及び第八五条第二項の改正規定、法第四中児童福祉法(昭和二二年法律第一六四号)第二六条第一項第二号、第二六条第三の二第一項ただし書及び第六三條の四の改正規定並びに法第六中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二五年法律第一二二号)第四九条第一項の改正規定(第五五条第一七項)を「第五五条第一八項」に改める部分に限る。並びに法附則第四十

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の改正(政令第二九六号)の一部を次のように改正する。

第一条 障害者自立支援法施行令(平成一八年政令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五五条第十八項」を「第五五条第十九項」に改める。

第十四条中「第五五条第十七項第二号」を「第五五条第十八項第二号」に、「の規定又は」を「又は」に改める。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の改正(政令第二九六号)の一部を次のように改正する。

第一条 障害者自立支援法施行令(平成一八年政令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五五条第十八項」を「第五五条第十九項」に改める。

第十四条中「第五五条第十七項第二号」を「第五五条第十八項第二号」に、「の規定又は」を「又は」に改める。

第二十一条の二を次のように改める。
(特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス)

第二十一条の二 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものとする。

第二十一条の三第一項を次のように改める。
特定障害者特別給付費は、次の各号に掲げる特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する「特定入所等サービス」をいう。次号において同じ。)を受けた特定障害者 指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(以下この条において「食費等の基準費用額」という。)から平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額(以下この条において「食費等の負担限度額」という。)を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)

二 指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)から特定入所等サービスを受けた特定障害者 共同生活居住(法第三十四条第一項に規定する共同生活居住をいう。次項において同じ。)における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(同項において「共同生活居住費の基準費用額」という。)に相当する額(その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額)

第二十一条の三第二項中「又は食費等」を「若しくは食費等」に改め、「方法」の下に「又は共同生活居住費の基準費用額」を加え、「又は居住」を「若しくは居住」に改め、「要する費用」の下に「又は共同生活居住における居住に要する費用」を加える。
第二十一条の四の表第二十九条第二項の項中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改め、「指定障害者支援施設等」をいう。以下この条において同じ。の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加え、同表第二十九条第五項の項中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加え、「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改め、同表第二十九条第七項の項読み替える字句の欄中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。
第二十二條第一項中(法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)を削る。
第四十四條第三項第一号中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。
第二條 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第二十六條第一項中「同條第四項の下に」に規定する同行援護、同條第五項を加え、同條第九項を「同條第十項」に改め、同條第二項中「第五條第七項」を「第五條第八項」に改め、同條第三項中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改める。
第二十七條の二第一項第四号中「第五條第十七項第二号」を「第五條第十八項第二号」に改める。
(地方自治法施行令の一部改正)
第三條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
第六十七條の二第二項第三号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十二項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。
第七十四條の三第二項及び第七十四條の四十九の十二第二項中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改める。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)
第四條 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。
第九條第二項中「第五項」を「第六項」に、「同條第十二項」を「同條第十三項」に改め、同條第四項中「第五項」を「第六項」に改める。
第十八條中「又は同條第九項」を、「同條第四項に規定する同行援護又は同條第十項」に改める。
第十九條中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。
第二十八條中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改める。
第二十一條中「第五條第十項」を「第五條第十一項」に、「同條第十六項」を「同條第十七項」に改める。
第五條 次に掲げる政令の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第二十二項」を「同條第二十三項」に改める。
一 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十條第一項及び第六十五條の十三第一項の表第五十條第一項の項
二 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第三十五号)第六十四條第一項及び第六十三條第一項の表第六十四條第一項の項
(国有財産特別措置法施行令の一部改正)
第六條 国有財産特別措置法施行令(昭和二十七年政令第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二條第三項第三号中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。
(地方公営企業法施行令の一部改正)
第七條 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)の一部を次のように改正する。
第二十一條の十四第一項第三号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十二項」に、「同條第六項」

を「同條第七項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。
(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令等の一部改正)
第八條 次に掲げる政令の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に改める。
一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)第七條の二第二項第二号
二 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和二十八年政令第六十二号)第四條の二第一項第一号
三 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)第六條の二第一項第二号
四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第二百八十三号)第六條の二第一項第二号
五 証人等の被害者についての給付に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十七号)第五條の二第一項第二号
(国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正)
第九條 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。
第三十四條第一項第三号中「第五條第十九項」を「第五條第二十項」に、「売渡」を「売渡し」に改める。
(社会福祉法施行令の一部改正)
第十條 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。
第一條第二号中「第五條第二十一項」を「第五條第二十二項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。
第十一條 知的障害者福祉法施行令(昭和三十三年政令第三百三三号)の一部を次のように改正する。
第二條中「同條第四項」を「同條第五項」に、「同條第九項」を「同條第十項」に改める。

を「同條第七項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。
(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令等の一部改正)
第八條 次に掲げる政令の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に改める。
一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)第七條の二第二項第二号
二 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和二十八年政令第六十二号)第四條の二第一項第一号
三 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)第六條の二第一項第二号
四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第二百八十三号)第六條の二第一項第二号
五 証人等の被害者についての給付に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十七号)第五條の二第一項第二号
(国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正)
第九條 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。
第三十四條第一項第三号中「第五條第十九項」を「第五條第二十項」に、「売渡」を「売渡し」に改める。
(社会福祉法施行令の一部改正)
第十條 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。
第一條第二号中「第五條第二十一項」を「第五條第二十二項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。
第十一條 知的障害者福祉法施行令(昭和三十三年政令第三百三三号)の一部を次のように改正する。
第二條中「同條第四項」を「同條第五項」に、「同條第九項」を「同條第十項」に改める。

第三條中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。

第四條中「第五條第十項」を「第五條第十一項」に、「同條第十六項」を「同條第十七項」に改める。

(消防法施行令の一部改正)

第十二條 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一(内)の項口中「第五條第八項」を「第五條第九項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項八中「第五條第六項から第八項まで、第十項」を「第五條第七項から第九項まで、第十一項」に、「第十三項から第十六項まで」を「第十四項から第十七項まで」に改める。

(豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令等の一部改正)

第十三條 次に掲げる政令の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。

一 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令(昭和四十年政令第三百八十二号)第一条第七号

二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)第四条第三号

三 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第二条第一項第一号

四 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)第七條第九号

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百五十五号)第六條第五号

(活動火山対策特別措置法施行令及び沖繩振興特別措置法施行令の一部改正)

第十四條 次に掲げる政令の規定中「同條第十二項」を「同條第十三項」に改める。

(大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正)

第十五條 次に掲げる政令の規定中「同條第十二項」を「同條第十三項」に、「同條第二十二項」を「同條第二十三項」に改める。

一 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)第四条第十四号

二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四号)第三条第十四号

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百八十二号)第三条第十四号

(消費税法施行令の一部改正)

第十六條 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第十四條の三第六号中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

(独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正)

第十七條 独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号中「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「同條第九項」を「同條第十項」に、「同條第十項」を「同條第十一項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十六項」を「同條第十七項」に改め、同條第四号の三中「第五條第十七項」を「第五條第十八項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十二項」に、「同條第二十二項」を「同條第二十三項」に改める。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十八條 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号中「同條第十七項」を「同條第十八項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十二項」に、「同條第二十二項」を「同條第二十三項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正)

第十九條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第五條第五項」を「第五條第六項」に、「療養介護、同條第六項」を「療養介護、同條第七項」に、「同條第七項」を「同條第八項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「同條第九項」を「同條第十項」に、「同條第十項」を「同條第十一項」に、「同條第十一項」を「同條第十二項」に、「同條第十二項」を「同條第十三項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に、「同條第十六項」を「同條第十七項」に改める。

(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特別に関する政令の一部改正)

第二十條 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特別に関する政令(平成二十三年政令第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第五條第十七項第二号」を「第五條第十八項第二号」に改める。

附則

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 藤村 修
総務大臣 川端 達夫
財務大臣 平岡 秀夫
文部科学大臣 安住 淳
厚生労働大臣 中川 正春
国土交通大臣 小宮山洋子
防衛大臣 前田 武志
一川 保夫

府令

○内閣府令第五十一号

食品衛生法(昭和二十二年法律第三百三十三号)第十九條第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 藤村 修

食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 牛の食肉(内臓を除く)であつて、生食用のもの(容器包装に入れられたものを除く)。

第一條第二項中「前項に定める食品」を「前項(第十一号の二を除く)に定める食品」に改め、同項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 牛の食肉(内臓を除く)であつて生食用のものにあつては、次のイからホに掲げる事項

イ 生食用である旨
ロ とさつ又は解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及びと畜場である旨を冠した当該と畜場の名称

ハ 法第一條第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設(以下このハにおいて「加工施設」という)の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称

ニ 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

ホ 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

○厚生労働省令第百十六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

(障害者自立支援法施行規則の一部改正)

第一条 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三に次の一条を加える。

（法第五十五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条の四 法第五十五条第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等（法第一条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）につき、外出時において、当該障害者等と同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助とする。

第二条の見出し中「第五十五条第四項」を「第五十五条第五項」に改め、同条中「第五十五条第四項」を「第五十五条第五項」に改め、「法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。」を削る。

第二条の二（見出しを含む。）及び第二条の三（見出しを含む。）中「第五十五条第五項」を「第五十五条第六項」に改める。

第二条の四（見出しを含む。）、第二条の五（見出しを含む。）、及び第二条の六（見出しを含む。）中「第五十五条第六項」を「第五十五条第七項」に改める。

第三条（見出しを含む。）及び第四条（見出しを含む。）中「第五十五条第七項」を「第五十五条第八項」に改める。

第五条（見出しを含む。）及び第六条（見出しを含む。）中「第五十五条第八項」を「第五十五条第九項」に改める。

第六条の二（見出しを含む。）中「第五十五条第九項」を「第五十五条第十項」に改める。

第六条の三（見出しを含む。）中「第五十五条第十項」を「第五十五条第十項」に改め、同条中「第五十五条第九項」を「第五十五条第十項」に改め、「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

第六条の四（見出しを含む。）中「第五十五条第十項」を「第五十五条第十項」に改める。

第六条の五（見出しを含む。）中「第五十五条第十項」を「第五十五条第十項」に改める。

第六条の六（見出しを含む。）及び第六条の七（見出しを含む。）中「第五十五条第十項」を「第五十五条第十四項」に改める。

第六条の八（見出しを含む。）及び第六条の九（見出しを含む。）中「第五十五条第十四項」を「第五十五条第十五項」に改める。

第六条の十（見出しを含む。）中「第五十五条第十五項」を「第五十五条第十六項」に改める。

第六条の十一（見出しを含む。）中「第五十五条第十七項第一号」を「第五十五条第十八項第一号」に改める。

第六条の十二（見出しを含む。）中「第五十五条第十七項第二号」を「第五十五条第十八項第二号」に改める。

第六条の十六（見出しを含む。）中「第五十五条第十九項」を「第五十五条第二十項」に改める。

第六条の十七（見出しを含む。）中「第五十五条第二十一項」を「第五十五条第二十二項」に改める。

第十五条第一項第一号中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

第三十四条の二中「二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの」を「次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 施設入所支援に係る支給決定を受けた障害者 二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの

二 共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者 令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの

第三十四条の二の次に次の一条を加える。

（令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第三十四条の二の二 令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度障害者等包括支援とする。

第三十四条の三第一項第二号中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改め、「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害者福祉サービス事業者」を加え、同条第三号中「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の三第一項第一号」に改め、「書類」の下に「施設入所支援に係る支給決定を受けた特定障害者に限る。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 入居している共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。）に係る居住に要する費用の額を証する書類（共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた特定障害者に限る。）

第三十四条の七の見出し、同条第一項及び第三十四条の二十三第一項第一号中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

附則第一条の三の見出し中「第五十五条第九項」を「第五十五条第十項」に改める。

附則第一条の五の次に次の一条を加える。

第一条の六 平成二十三年十月一日になされた支給決定（同行援護に係るものに限る。）に係る第十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「十二月間」とあるのは「十八月間」とする。（介護給付費等の請求に関する省令の一部改正）

第二条 介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。

(様式第二)

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号 助成自治体番号 平成 年 月 分

受給者証番号 支給決定障害者等氏名 支給決定に係る障害児氏名 指定事業所番号 事業者及びその事業所の名称 地域区分 就労継続支援A型事業者負担減免措置実施

利用者負担上限月額 ① 就労継続支援A型減免対象者

利用者負担上限額 管理事業所 指定事業所番号 事業所名称 管理結果 管理結果額

Table with columns for service type, start/end dates, and utilization days.

Main table with columns: サービス内容, サービスコード, 単位数, 回数, サービス単位数, 摘要

Summary table with rows for service codes, utilization days, unit counts, rates, and various fee calculation items.

助成金 table with columns for request number, service type, and amount.

Table for special payment for specific disabled persons with columns for calculation date, days, request amount, and actual amount.

枚中 枚目

様式第二を次のように改める。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

日次中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第二条第三号中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

「第二章 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護」を「第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護」に改める。

第四条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第七条及び第八条第二項中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第四十三條第一項中「第四十二條」を「前條」に改め、同條第二項中「第四十二條」を「前條」に改め、規定は、「の下に「同行援護及び」を加える。

第四十八條第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第一百五條第一項及び第二項並びに第一百七條第一項及び第二項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第一百三十二條第二項中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第一百三十七條中「第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「第三十四條第一項に規定する共同生活住居」に改め、「この章において」を削る。

第四百十三條第三項第二号中「家賃」の下に「法第三十四條第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同條第二項において準用する法第二十九條第五項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額が法第三十四條第二項において準用する法第二十九條第六項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。」を加える。

第二百七條中「（法第五條第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第二百十三條中「同條第二項協力歯科医療機関」を「同條第二項の協力歯科医療機関」と、「第四百十三條第三項第二号中」当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」に改める。

附則第七條第一項中「（法第五條第十項又は第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第十八條の二第一項中「、重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加え、「法第五條第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「共同生活住居」に改め、同條第二項中「法第五條第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「共同生活住居」に改める。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第四条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五條の十七第一項第四号中「第五條第十七項第二号」を「第五條第十八項第二号」に改める。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第五条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第五條第十八項」を「第五條第十九項」に改める。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第六条 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。

附則第六項中「第五條第二十一項」を「第五條第二十二項」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第七条 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第二十二項」を「同條第二十三項」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改める。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十号中「第五條第二十一項」を「第五條第二十二項」に改める。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六項を「同條第七項」に、「同條第十項」を「同條第十一項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に、「同條第十六項」を「同條第十七項」に改め、同條第三号イ中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改め、同條口中「同條第四項」を「同條第四項に規定する同行援護、同條第五項」に改める。

第七十條第一項中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「第五條第十一項」を「第五條第十二項」に、「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改め、同條第二項第九号中「第五條第五項」を「第五條第六項」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第十一条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五條第十三項」を「第五條第十四項」に、「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）
第十二条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五号第四号中「第五号第十二項」を「第五号第十三項」に改め、同条第五号の二中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条第七号中「第五号第二十一項」を「第五号第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）
第十三条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項第三号イ中「第二十一条の第三項に規定する食費等の費用基準額」を「第二十一条の第三項第一号に規定する食費等の基準費用額」に、「同令第二十一条の第三項」を「同令第二十一条の第三項第一号」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）
第十四条 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五号第十七項第二号」を「第五号第十八項第二号」に改める。
（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）
第十五条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第五号第二十一項」を「第五号第二十二項」に改める。
（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）
第十六条 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「第五号第十七項」を「第五号第十八項」に改める。
（薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）
第十七条 薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。
（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）
第十八条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「第五号第十一項」を「第五号第十二項」に改める。
附則
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第三号
国土交通省令第三号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日
公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令
国土交通大臣 前田 武志
小宮山洋子
厚生労働大臣
公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年 厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。
第一条第三号中「第五号第十項」を「第五号第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

附則
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

示
○厚生労働省告示第三百二十七号
国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年九月二十二日
厚生労働大臣 小宮山洋子

第一条中「第六百六十五条」を「第六百二十五条」に、「国立障害者リハビリテーションセンター学院」を「国立障害者リハビリテーションセンターの学院」に、「同規則第七百四条」を「同令第六百九十五条」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十八号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日
本文中「第七号」を「第八号」に改める。
○厚生労働省告示第三百二十九号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法（平成十七年法律第七十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように変更し、平成二十三年十月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十三年九月二十二日
第一の二の一中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。
別表第三の一の項を次のように改める。
一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護
重度障害者等包括支援
現に利用している者の数、障害者等の二一入、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

○厚生労働省告示第三百三十号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法（平成十七年法律第七十三号）附則第二十一条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日
別表第一の二中「第9」を「第10」に、「第16」を「第17」に改め、同11の注中「第5条第7項第2号」を「第5条第7項第2号」に改める。

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第111号

障がい者就業改善推進本部等における令和元年及び令和二年の障害者雇用促進施策を見直すことに関する調査報告書等に基づき、障害者雇用の促進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者雇用促進法（平成十七年法律第四十二号）第二十九條第三項及び第三十條第二項並びに同法第二十二條第四項の規定に基づき、障害者雇用促進法の一部を規定する障害者雇用促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十三号）及び同法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の二法を次のように改正し、平成二十九年十月一日から施行する。

第十二章「障がい者の就業の促進及び障がい者の雇用の促進」及び「障がい者の雇用の促進」並びに「障がい者の就業の促進」並びに「障がい者の雇用の促進」

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。次に「第九」及び「第十」を「第九」及び「第十」として、以下同じ。

(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 750単位

(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 833単位

(7) 所要時間3時間以上の場合 916単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すことにより83単位を加算した単位数

身体介護を伴わない場合

(1) 所要時間30分未満の場合 105単位

(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 197単位

(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 276単位

(4) 所要時間1時間30分以上の場合 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すことにより70単位を加算した単位数

注1 1にあっては次の(1)及び(2)のいずれにも、ロにあっては次の(1)に該当する利用者に対し

て、同行援護（外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うこと）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定同行援護事業所」という。）に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定同行援護事業所」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定同行援護事業所」という。）に置かれる従業者（以下「同行援護従業者」という。）が同行援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定同行援護」という。）又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定同行援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定すること。

(1) 次に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

(2) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあっては、これに相当する心身の状態）にあること。

(一) 区分2以上に該当していること。

(二) 設定調査表における次のaからeまでに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれaからeまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

a 2-5 「3. できない」

b 2-6 「2. 見守り等」又は「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

c 2-7 「2. 見守り等」又は「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

d 4-5 「2. 見守り等」又は「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

e 4-6 「2. 見守り等」又は「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

2 指定同行援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画（指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画）をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 1にあっては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

5 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護等につき所定単位数を算定する。

6 夜間又は早朝に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

254単位

402単位

584単位

667単位

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定
 同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分
 に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるい
 ずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特定事業所加算(1) 所定単位数の100分の20に相当する単位数
- (2) 特定事業所加算(2) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- (3) 特定事業所加算(3) 所定単位数の100分の10に相当する単位数

8 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、指定同行援護事業所又
 は基準該当同行援護事業所(以下「指定同行援護事業所等」という。)の同行援護従業者が
 指定同行援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する
 単位数を所定単位数に加算する。

9 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービスマ
 ンが同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用
 者の同行援護計画において計画的に訪問することとなつていない指定同行援護等を緊急に
 行った場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき
 100単位を加算する。

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受け
 ている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、同行援護サ
 ービス費は、算定しない。

2 初回加算

注 指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービスマ
 ン提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等
 を行った場合又は当該指定同行援護事業所等のその他の同行援護従業者が初回若しくは初回の指
 定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った際にサービスマン提供責任者が同行
 した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算

注 指定同行援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障
 害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担割合の管理を行った場合に、1月につき所
 定単位数を加算する。

厚生労働省告示第三四三三三号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
 障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
 の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五條第二十項の規定
 に基づき、補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成十八年厚生労
 働省告示第五百二十八号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働省告示第三四三三三号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
 障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
 の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十四条第三項第
 一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基
 準等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日
 から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第8」を「第9」に改める。

第一号中「イからイまで」を「イからイまで」に改め、同号ロ中「重度訪問介護」の下に「同行
 援護」を加え、同号ハの(3)中「第5」を「第6」に「第12」を「第13」に「第
 13」を「第14」に「第14」を「第15」を「第16」に改め、同号ヘの(4)中「第9」を「第10」
 に改め、同号ニの(3)中「第6」を「第7」に改め、同号ハ中「第16」を「第17」に改め、同号ト中「(1)
 及び(2)を「(1)及び(2)」に改め、同号の(2)中「第3」を「第4」に改め、同(2)を同号の(3)に、
 同号の(3)の次に次のように加える。

- (2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態
 に相当する心身の状態にあるもの
 二七〇〇単位

第二号中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号ロ中「イ」及びロに掲げる単
 位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。(イ)及びロに掲げる単
 位数に掲げる者の区分に同じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

- (1) (2)に掲げる者以外のもの
 九、八九〇単位
- (2) 共同生活介護サービス費を算定される者(イ及びロに掲げる者を除く。)及び経過的居宅介護
 利用型共同生活介護サービス費を算定される者(イ及びロに掲げる者を除く。)
 二、七〇〇単位

厚生労働省告示第三四三三四号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
 障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
 の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一條の三第一項
 第一号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十一條の三第一項の規定に基づき、食費等の基準
 費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百三十二号)の一部を
 次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働省告示第三四三三五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
 障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)
 の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備
 及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五條第一項(同令第七條において
 準用する場合を含む。)及び第四十四條第一項(同令第四十八條第二項において準用する場合を含む。)
 の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚
 生労働省告示第五百三十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一条中第十五号を第十八号とし、第十号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、第九号を第十一
 号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとし
 て都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成二十三年十月一日以降に当該研
 修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付
 を受けた者

第一条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を
 加える。

八 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして
 都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修
 了した旨の証明書の交付を受けた者

第一条中第五号を第六号とし、第四号中「別表第三」を「別表第五」に改め、同号を同条第五号と
 し、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三又は別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

別表第三中「別表第三(第四号関係)」を「別表第五(第五号関係)」に改め、別表第三を別表第五とし、別表第一の次に次の二表を加える。

別表第三(第四号関係)

区分	科目	時間数	備考	
				項目
講習	視覚障害者(児)福祉サービス	一		
		同行援護の制度と従業者の業務	二	
		障害・疾病の理解①	二	
		障害者(児)の心理①	一	
		情報支援と情報提供	二	
		代筆・代読の基礎知識	二	
		同行援護の基礎知識	二	
		基本技能	四	
		応用技能	四	
		合計		二〇

別表第四(第四号関係)

区分	科目	時間数	備考	
				項目
講習	障害・疾病の理解②	一		
		障害者(児)の心理②	一	
		場面別基本技能	三	
		場面別応用技能	三	
		交通機関の利用	四	
合計		一二		

(注) この表に定める研修の課程は、別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

〇厚生労働省告示第三百三十八号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号)及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百二十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号の表以外の部分中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加え、同号の表を次のように改める。

地域区分	サービス種類	割合
特別区	旧知的障害者通勤乗車支援	千分の千四十八
	就労継続支援	千分の千六十八
	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)	千分の千七十一
	自立訓練	千分の千七十
	就労移行支援	千分の千七十一
	居宅介護	千分の千七十二
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	児童デイサービス	
	短期入所	
	重度障害者等包括支援	
	相談支援	
生活介護	千分の千七十二	
旧身体障害者更生施設支援		
旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)	千分の千七十五	
施設入所支援	千分の千七十九	
旧身体障害者療養施設支援	千分の千八十	
旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合)		
旧知的障害者授産施設支援	千分の千八十六	
旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合)		
共同生活援助	千分の千九十七	
共同生活介護	千分の千九十八	

丙地	旧知的障害者更生施設支援（旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合） 共同生活援助 共同生活介護 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活介護 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 相談支援 旧身体障害者更生施設支援 旧身体障害者療護施設支援 旧身体障害者授産施設支援 旧知的障害者更生施設支援 旧知的障害者授産施設支援 旧知的障害者通所支援	千分の千二十二 千分の千二十三 千分の千二十四 千分の千
----	--	---------------------------------------

○厚生労働省告示第三三十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号イの(1)、(3)及び(5)中「すべて」を「全て」に改め、同イの(6)中「第五百三十八号」の下に「以下「居宅介護従業者基準」というを加え、同イの(7)中「すべて」を「全て」に改める。
 第二号イの(1)、(3)、(5)及び(8)中「すべて」を「全て」に改める。
 第六号中「第13」を「第14」に、「第14」を「第15」に、「第15」を「第16」に改め、同号を第八号とする。

第五号中「第8」を「第9」に、「別表」を「別表第二」に改め、同号を第七号とする。
 第四号中「第3」を「第4」に改め、同号イの(1)、(3)、(5)及び(7)中「すべて」を「全て」に改め、同号を第六号とする。

第三号中「第3」を「第4」に、「別表」を「別表第二」に改め、同号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注1の(1)の厚生労働大臣が定める基準別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上であること。
 四 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者（登録型の同行援護従業者（あらかじめ指定同行援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定同行援護を行う同行援護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、同行援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(2) 次に掲げる基準に従い、指定同行援護が行われていること。
 (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たった際の留意事項の伝達又は当該指定同行援護事業所における同行援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
 (二) 指定同行援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する同行援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービスの提供に当たった際の留意事項を文書等の確実な方法により伝達して開始するとともに、サービス提供終了後、担当する同行援護従業者から適宜報告を受けること。

(3) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
 (4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
 (5) 当該指定同行援護事業所の新規に採用した全ての同行援護従業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施していること。

(6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又は居宅介護従業者基準第一号第四号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第四に係るものに限る。）の課程を修了した者及び厚生労働省組織規則（平成二十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害者学科（国立障害者リハビリテーションセンター）の養成訓練課程（昭和五十五年厚生省令第四号）第四号第一項に規定する視覚障害者学科をいう。）の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科修了者等」という。）の占める割合が百分の三十以上であること。

(7) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科修了者等又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。
 (8) 指定障害福祉サービス基準第七号において準用する第五号第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。
 特定事業所加算(1)

ハ 特定事業所加算(四)
 (1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

別表を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。
別表第一

調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害者	1. 普通（日常生活に支障がない。） 2. 約10離れた視力確認の図は見る事ができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 3. 目の前に置いた視力確認の図は見る事ができるが、遠ざかると見ることができない。	1. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。	視力障害者の1点又は2点の事項に該当せず、視能率に該当しないが、視能率に該当するに等しいと認められる場合に限り、視能率に95%以上である。	矯正視力による判定とする。
視野障害者	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である。	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、視能率に該当しないが、視能率に該当するに等しいと認められる場合に限り、視能率に95%以上である。	人的支援なしに、視能率に95%以上であることにより、可能歩行が認められることとする。
夜盲	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。		夜盲による移動歩行の場、夜間や暗い場所等での歩行が認められることとする。	人的支援なしに、視能率に95%以上であることにより、可能歩行が認められることとする。
歩行安全かつ歩行による移動歩行	1. 慣れない場所であって歩行ができる。 2. 慣れた場所での歩行のみである。	2. 慣れた場所での歩行のみである。	3. 慣れた場所であって歩行が可能なものとする。	夜盲による移動歩行の場、夜間や暗い場所等での歩行が認められることとする。	人的支援なしに、視能率に95%以上であることにより、可能歩行が認められることとする。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、難体ジストロフィー、白子症等による「程度の差別」等をいう。
注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

○厚生労働省告示第三百三十八号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第八十二条第四項（第九十五条において準用する場合を含む。）、第百二十条第四項（第百五十九条第四項（第百六十四条、第百七十二条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条及び第二百六条において準用する場合を含む。）及び第百七十条第五項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第十九条第四項（同令附則第十四条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。
平成二十三年九月二十一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号口中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

○厚生労働省告示第三百三十九号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める要件（平成十八年厚生労働省告示第五百四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。
平成二十三年九月二十一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
本文中「第一」を「第二」に改め、「注2」の下に「同表の第3の1の同行援護サービス費の注5」を加え、「第3」を「第4」に改め、「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。
○厚生労働省告示第三百四十号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第百二十七条第三項の規定に基づき、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。
平成二十三年九月二十一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号中「第8」を「第9」に改める。
○厚生労働省告示第三百四十一号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。
平成二十三年九月二十一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号中「同告示」を「居宅介護従業者基準」に、「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。
第二号中「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十二号」を「第十五号」に、「第十三号」を「第十六号」に改める。
第三号中「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十二号」を「第十五号」に、「第十三号」を「第十六号」に改める。
第四号中「第六号又は第九号」を「第七号又は第十一号」に改める。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。
平成二十三年九月二十一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号中「同告示」を「居宅介護従業者基準」に、「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十四号」に改める。
第二号中「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十二号」を「第十五号」に、「第十三号」を「第十六号」に改める。
第三号中「第五号」を「第六号」に、「第八号」を「第十号」に、「第十二号」を「第十五号」に、「第十三号」を「第十六号」に改める。
第四号中「第六号又は第九号」を「第七号又は第十一号」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十四号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号中「第8号」を「第9号」に改め、同号イ中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加え、同号ロ中「第5条第十七項第二号」を「第5条第十八項第二号」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十五号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)附則第三項第二項及び附則第四項第一項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)附則第三項第一項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)附則第二項及び附則第三項第一項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)附則第三項第一項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
第二号中「第4号」を「第5号」に改める。
第二号中「第5号」を「第6号」に改める。
第四号中「第10号」を「第11号」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十六号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号中「第4号」を「第5号」に改める。
第二号中「第5号」を「第6号」に改める。
第四号中「第9号」を「第10号」に改める。
第四号中「第10号」を「第11号」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十七号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の第二項(同法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
別表第一の2中「第9号」を「第10号」に改め、「第16号」を「第17号」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十八号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
本文中「第7号」を「第8号」に改める。

○厚生労働省告示第三百四十九号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
第一号ハ中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の三第一項第一号」に改め、同号ニ中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改める。

○厚生労働省告示第三百五十号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
本文中「注10」の下に、「第3の1の同行援護サービス費の注8」を加え、「第3号」を「第4号」に改める。

○厚生労働省告示第三百五十一号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
本文中「第10号」を「第11号」に改める。

○厚生労働省告示第三百五十二号
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子
本文中「第13号」を「第14号」に改める。

